

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第155期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 深山英樹

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 泉博之

【最寄りの連絡場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【電話番号】 広島(082)251-2151(代表)

【事務連絡者氏名】 経理グループマネジャー 泉博之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第155期 第2四半期連結 累計期間	第155期 第2四半期連結 会計期間	第154期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	39,872	20,118	87,765
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	375	978	1,964
四半期純損失()又は 当期純利益	(百万円)	350	732	876
純資産額	(百万円)		33,770	36,330
総資産額	(百万円)		107,294	113,579
1株当たり純資産額	(円)		549.53	593.67
1株当たり四半期 純損失() 又は当期純利益	(円)	5.95	12.46	14.77
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		30.2	30.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	756		1,932
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,407		5,998
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,595		4,008
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		4,350	4,919
従業員数	(名)		1,381	1,372

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第155期第2四半期連結累計期間及び第155期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

3 第154期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はない。
また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	1,381
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	640
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)の事業については、「ガス事業」が当社グループ業績におけるウエイトが高く、当該事業が当社グループの生産、受注及び販売活動の中心となっている。

以下は、「ガス事業」について記載している。

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における「ガス事業」の主要製品であるガスの生産実績は、次のとおりである。

(都市ガス事業)

区分	生産量(千m ³)
ガス	124,173

(簡易ガス事業)

区分	生産量(t)
ガス	768

(2) 受注実績

「ガス事業」については、事業の性格上受注生産は行っていない。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における「ガス事業」の販売実績は、次のとおりである。

(都市ガス事業)

区分		ガス販売実績	
		数量(千m ³)	金額(百万円)
ガス販売量	家庭用	13,592	3,800
	業務用その他	103,554	7,423
	計	117,147	11,223
月平均調定件数(件)		385,597	
調定件数1件当たり 月平均販売量(m ³)		92.6	

(注) 1 業務用は、工業用、商業用、医療用、公用等の総括である。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

3 ガス量は本報告書では全て、1立方メートル当たり46.04655メガジュール換算量で表している。

(簡易ガス事業)

区分	ガス販売実績	
	数量(t)	金額(百万円)
ガス販売量	768	189
月平均調定件数(件)	14,287	
調定件数1件当たり 月平均販売量(kg)	17.9	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われていない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間の日本経済は、原材料価格の高騰等により企業収益が減少するなど、景気後退色が強まっていることに加え、先行きについても、米国における金融不安を背景として、景気の下降懸念が高まっており、予断を許さない状況で推移した。

エネルギー業界においては、長期にわたり高止まっていた原油価格が不安定な動きを見せるなど、経営環境が目まぐるしく変化している。

このような情勢のもと、当社グループは、企業価値を向上させ、お客さまに選択いただける企業グループを目指し、懸命な努力を重ねてきた。

当第2四半期連結会計期間の売上高は20,118百万円、営業費用については21,301百万円となった。これらの結果、営業損失は1,183百万円となり、これに営業外損益を加えた経常損失は978百万円となった。また、四半期純損失は732百万円となった。

ガス事業

ガス事業は、都市ガス事業と簡易ガス事業によって構成されているが、都市ガス事業がその大半を占めている。

当第2四半期連結会計期間の都市ガス販売量については、卸供給の販売量の増加はあったものの、気温及び水温が高めに推移したこと等による家庭用販売量の減少や、大口需要家を中心とした業務用販売量の減少があり、117百万m³となった。

以上の結果、売上高は、ガス販売量の減少はあったが、原料費調整制度に基づく料金単価の上昇等により11,416百万円となった。また、原油価格の上昇による原材料費増加等により、営業損失は688百万円となった。

なお、当社グループの売上高は、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

工事・器具事業

工事・器具事業は、給湯関連器具売上の減少等により、売上高は1,536百万円となった。営業利益は31百万円となった。

LPG事業

LPG事業は、原料高騰に伴う販売単価上昇等により、売上高は3,059百万円となった。営業利益は119百万円となった。

その他の事業

その他の事業は、建設工事の減少等により、売上高は4,990百万円となった。営業利益は345百万円となった。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期末の総資産は、前連結会計年度末と比較して6,285百万円減少(5.5%)の107,294百万円となった。

固定資産は、減価償却の進捗により有形固定資産が2,126百万円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ2,768百万円減少(3.6%)の75,169百万円となった。

流動資産は、受取手形及び売掛金の減少等により、前連結会計年度末に比べ3,517百万円減少(9.9%)の32,124百万円となった。

当第2四半期末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ3,725百万円減少(4.8%)の73,523百万円となった。

固定負債は、社債の増加等により、前連結会計年度末に比べ3,802百万円増加(+ 8.7%)の47,257百万円となった。

流動負債は、支払手形及び買掛金の減少等により、前連結会計年度末に比べ7,527百万円減少(22.3%)の26,265百万円となった。

当第2四半期末の純資産合計は、繰延ヘッジ損益の減少等により、前連結会計年度末に比べ2,559百万円減少(7.0%)の33,770百万円となった。

この結果、当第2四半期末の自己資本比率は、30.2%となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第1四半期連結会計期間末に比べ293百万円減少の4,350百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動における資金収支は、当第2四半期連結会計期間において 3,052百万円となった。これは、主に預り金の減少によるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動における資金収支は、当第2四半期連結会計期間において 666百万円となった。これは、主に有形固定資産の取得による支出によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動における資金収支は、当第2四半期連結会計期間において3,424百万円となった。これは、主に有利子負債の増加によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針)

当社は、平成19年6月26日開催の第153回定時株主総会において、有効期間を平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結時までとする「買収防衛策(停止条件付ライツ・プラン)」の導入を決議した。その概要は、以下のとおりである。

・株主の在り方に関する基本方針

当社は、株主に関する基本的在り方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付についても、公開買付の実施、また同公開買付に応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えている。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しており、お客さまによる当社製品及びサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となる。当社は、地域の皆さまからの信頼を得るために、長期的なガス需要を見越し、安定的かつ安全なガス供給を可能とする製造設備を備えるとともに、技術革新、機器開発、従業員の教育・訓練等に多大の投資を行っている。

また、当社事業の公共性等を考慮すると、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考える。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、原料供給者、お客さま、従業員等のステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになる。

そこで、当社は、当社の経営に対して重大な影響を与えることとなる、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為が行われようとする場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供を確保し、株主の皆さまの利益及び当社グループ事業の公共性を踏まえ、買収行為の目的、内容を事前に検証する手続を定め、併せて買収者と取締役会とが交渉を行う機会を設け、当社の企業価値をより向上させる事業計画を提案する機会を設けることが適切であると考えている。

当社は、買収者が当社の定める手続を遵守しない場合、並びに、当該買収行為が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または当社の事業目的である都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、買収者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、後掲の措置をとることとする。

・当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、「株主の在り方に関する基本方針」に示した当社の事業の特性と高い公益性を前提としつつ、企業の効率性を高め、企業価値の向上に努め、株主の皆さまへの利益の還元を実現すべく、以下の施策を実行していく。

数度にわたるガス事業法の改正により、規制緩和による新規参入への道が開かれ、電気事業法等の改正もあって、エネルギー間での熾烈な競争が続いている。2005年2月の京都議定書の発効以降、環境保護への認識は一層高まり、クリーンエネルギーとして、また石油代替燃料として、天然ガスへの関心は更に高まっている。こうした中、当社は、地域と共に発展してきた公益事業者としての原点に立ち返り、広島ガスグループの企業価値を継続的に向上させるための基盤づくり、新たなグループ経営体制の構築への取り組み方針を掲げた3ヵ年計画「創生2005」の改訂を行った。原油価格の高騰継続という環境のなかでも、利益を確保できる経営基盤を確立し、その結果生み出された経営成果を株主の皆さまへ利益還元していく所存である。

当該計画の最終年度である2007年度における具体的な取り組み及び株主の皆さまへの利益還元方針は下記のとおりである。

2007年度の具体的な取り組み

(1) エネルギー市場でのシェアを維持・向上する

経営基盤を支える家庭用需要の防衛・増大策を展開するため、広島ガスグループ全社員がお客さまとの接点機会を通じて、信頼関係の強化に向け地道な活動を実施する。

業務用・産業用分野では、天然ガスの環境優位性、省エネ・省コスト性を十分に活かした付加価値を提案し、天然ガスの普及促進に努める。

国のエネルギー政策の柱の一つである天然ガス普及拡大のため、また、お客さまへの安定供給確保のため、インフラ整備(製造設備の増強・導管敷設)を計画的に進める。

(2) 更なる経営効率化を推進し、収益性を高める

今後もお客さまに都市ガス等を選択していただくために、競合エネルギーに対抗できる経営体力を構築し、グループを挙げての経営効率化により、コスト削減を達成する。

経営効率化の成果を株主価値の増大、お客さまへの還元、従業員への配分に振り向ける。

(3) お客さま・地域社会の皆さまの信頼にお応えする

常に視点をお客さまの側に置き、お客さまの声を聞き、迅速にサービスへ反映させる。

保安の確保、安定供給のための設備の効果的な形成と効率的な運用を図り、公益事業者としてお客さまに「安定・安全・安心」を実感いただけるサービスを提供する。

燃料電池等、天然ガスの利用技術の蓄積を行い、地域での天然ガス普及に貢献する。

株主の皆さまへの利益還元方針

従来、当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な政策と位置付け、安定配当の継続を基本方針としてきた。今後も経営効率化や積極的な営業活動による成果を、将来を見据えた設備投資や研究開発、財務状態や利益水準等を総合的に勘案しつつ、株主の皆さまに還元していく所存である。

・ ライツ・プランの内容

上記で示した基本方針に照らして不適切な者によって買収行為が行われた場合、当社は以下に説明する買収防衛策(以下、「本ライツ・プラン」という)を実施する。

(1) 本ライツ・プランの概要

本ライツ・プランは、単独または複数で株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買収行為もしくは結果として単独または複数で株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買収行為を行い、またはこれらの提案(以下、総称して「買収行為」という)を行おうとする者(以下、「買収者」という)に対して適用される。

本ライツ・プランは、当社のガス事業の安全性及び安定性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保、向上させるために、買収行為に先立ち、買収者及び当社取締役会に対して、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を求めるとともに、当社の社外取締役及び中立公正な委員によって構成される独立委員会がこれらの買収行為に関する情報を評価、検討し、あるいは買収者と当社取締役会との協議、代替案等の検討をするために必要な期間を確保することを目的とする。

買収者は、本ライツ・プランに定める遵守事項及び独立委員会の要請に従い、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、かつ独立委員会による合理的な協議検討のための期間が確保された場合には、当該期間経過後に買収行為を開始することができる。

これに対し、当社取締役会は、買収者が本ライツ・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請に違反し、または、買収者による買収行為が当社のガス事業の安全性もしくは安定性を明らかに害し、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると認められる場合には、当該買収行為への対抗措置を講ずることができるものとする。

本ライツ・プランでは、当該買収行為への対抗措置として、当該買収者等による権利行使を認めない旨の行使条件を付した新株予約権(以下、「本新株予約権」という)を新株予約権無償割当ての方法により、全株主に割り当てる(以下、「本ライツ・プランの発動」という)。

なお、本ライツ・プランの発動または不発動の判断については、買収者が必要情報を提供せずに買収行為を開始する場合を除き、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会の判断を経なければならないものとする。

(2) 本ライツ・プランの発動・不発動または廃止に関する手続き

買収者による買収行為等に関する情報提供

買収者は、買収行為に先立ち、当社に対して、以下に定める情報、資料及び書面(以下、総称して「必要情報等」という)を提供しなければならない。独立委員会は、当初提出された情報のみでは不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提供するように求めることができる。

- (ア) 買収者及びそのグループの名称、本店所在地、資本構成、財務内容
- (イ) 買収の目的、方法及び内容(買収対価の種類及び価額、買収の時期等)
- (ウ) 買収の対価の算定根拠
- (エ) 買収資金の調達方法
- (オ) 買収後の当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- (カ) 買収後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社の利害関係者の処遇
- (キ) 本ライセンス・プランに定める買収手続きを遵守する旨の誓約書
- (ク) 秘密保持誓約書
- (ケ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報及び資料

当社取締役会による情報提供等

独立委員会は、買収者から必要かつ十分な必要書類の提出がなされた後、当社取締役会に対して、買収提案に対する意見、当社取締役会による経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画、その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報その他の関連資料の提出を求めるものとする。独立委員会は、当社取締役会による当該資料等の提供が不十分である等と判断した場合には、当社取締役会に対して、追加情報の提供を求めることができる。

買収行為等の検討・評価及び交渉期間の確保

当社は、買収者及び当社取締役会が独立委員会に対して必要情報等の提供を完了した後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間を、その他の大規模買付けの場合には90日間を、独立委員会における検討、評価、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「検討期間」という)として確保されるべきものとする。

独立委員会は、検討期間中、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に検討・評価し、独立委員会としての意見を慎重に取りまとめ、本ライセンス・プランの発動または不発動を当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会は、必要に応じて、買収者及び当社取締役会に対して協議を行うよう要請し、または当社の重要な取引先及び従業員に対して、買収者及び当社取締役会が提示する事業計画等についての意見を求めることがある。さらに、独立委員会は、必要に応じて、買収者または当社取締役会と協議を行い、買収者及び当社取締役会に対して、提示した買収提案、事業計画等の変更または代替案の提示を求めることがある。

独立委員会が、検討期間内に本ライセンス・プランの発動または不発動の判断を行うに至らない場合には、合理的な範囲で検討期間を延長することができる。

本ライセンス・プランの発動・不発動または廃止に関する判断手続及び判断基準

(ア) 独立委員会による勧告

(a) 買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守した場合

買収者が独立委員会の要請に従って、買収行為に関する必要かつ十分な情報提供を行い、独立委員会による協議検討のための期間が確保された場合には、独立委員会は、本ライセンス・プランの発動を勧告せず、上記検討期間経過後は、買収者は買収行為を開始することができる。ただし、買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守した場合であっても、買収提案の内容から、下記(イ)(a)から(e)のいずれかの類型に該当し株主共同の利益または安全かつ安定的なガス供給に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に推測される場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し、本ライセンス・プランの発動を勧告する。

(b) 買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合

独立委員会は、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮した上で、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライセンス・プランの発動を勧告する。

- () 買収者が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する必要情報の提供を行わない場合
- () 買収者が、独立委員会の要請する当社取締役会等との協議・交渉に応じない場合
- () 買収者が、独立委員会の要請する買収提案、買収後の事業計画または代替案等の提示に応じない場合
- () その他、買収者が本ライセンス・プランに定める遵守事項または独立委員会の要請を遵守しない場合

- (c) 当社取締役会が本ライセンス・プランに定める遵守事項を遵守しなかった場合
独立委員会は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本ライセンス・プランの不発動を勧告する。
- () 当社取締役会が、独立委員会の定める合理的期間内に、独立委員会の要請する資料等の提供を行わない場合
 - () 当社取締役会が、独立委員会の要請する買収者等との協議・交渉に応じない場合
 - () 当社取締役会が、独立委員会の要請する事業計画または代替案等の提示に応じない場合

(イ) 取締役会決議

当社取締役会は、独立委員会による上記(ア)の勧告を最大限尊重し、本ライセンス・プランの発動または不発動の決議を行う(ただし、買収者が必要情報の提出をせずに買収行為を開始した場合には、取締役会の判断で本ライセンス・プランの発動を決議することがある)。当社取締役会は、独立委員会から本ライセンス・プランの発動の勧告を受けた場合であっても、買収者から提出を受けた必要情報等を総合的に考慮し、買収者またはその買収提案が下記のいずれにも該当しないと判断したときは、本ライセンス・プランを発動しないものとする。また、当社取締役会は、独立委員会から、本ライセンス・プランの不発動の勧告を受けた場合には、本ライセンス・プランを発動することはできないものとする。

- (a) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、以下の行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合
- () 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買収者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - () 当社の資産を買収者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - () 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関与していない資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、もしくは一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的な二段階買収(最初の買収で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を最初の買収よりも株主に不利に設定し、あるいは二段階目の買収条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買収を行うことをいう)等、当社株主に対し、その保有する株式の売却を事実上強要するおそれのある場合
- (c) 買収価格その他の買収条件が当社の企業価値に照らし著しく不相当である場合
- (d) 買収者が大規模ガス供給事業の経験または当該事業の公共性に関する理解が十分でなく、それを補完するための第三者の支援、援助を受けないまま行われることが客観的に明らかである場合
- (e) 買収後の経営方針及び事業計画が不合理または妥当でないことが客観的に明らかである場合

(3) 本新株予約権の概要

新株予約権無償割当ての方法により割当てをする予定の本新株予約権の主な条件等は、以下のとおりである。

割当対象株主

新株予約権無償割当てを決定する取締役会の決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という)において当社取締役会が割当期日として定める日(以下、「割当期日」という)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てる。

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は2株を上限とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権1個当たり2円を上限とする。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

行使期間

新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が定める日を初日とし、1ヵ月を越えない範囲で当社取締役会が定める期間とする。

行使条件

買収者及び当社が別に定める買収者と密接な関係を有する株主は、原則として本新株予約権を行使することができない。

取得条件等

- (ア) 当社は、新株予約権無償割当て決議において定める日(以下、「取得日」という)が到来したときに、新株予約権を取得することができるものとする。この場合、当社は、新株予約権の取得と引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式2株を上限として交付する。
- (イ) 上記(ア)の他、当社は、新株予約権無償割当て決議において、新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定めるものとする。
- (4) 本ライツ・プランの発動の中止等

当社取締役会は、本ライツ・プランの発動を決議した場合であっても、以下の場合においては、独立委員会の意見または勧告を尊重した上で、本新株予約権の割当期日までの間は新株予約権の発行の中止を、本新株予約権の割当期日以降、行使期間開始日までの間は無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことを決定することができるものとする。

買収者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと自ら判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

当社取締役会が買収者との間で本ライツ・プランを発動しない旨の合意または本ライツ・プランの発動による対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

買収者が買付行為の撤回をした場合、その他買付行為が存在しなくなった場合

本ライツ・プランの発動決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買収者による買付行為が当該発動の条件を満たさなくなった場合もしくは当該発動の条件を満たしていても、新株予約権を発行または行使させることが相当でない当社取締役会が判断するに至った場合

- (5) 本ライツ・プランの有効期間、廃止

本ライツ・プランの有効期間は、平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、本ライツ・プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において、本ライツ・プランを廃止する旨の決議を行った場合には、その時点で本ライツ・プランは廃止されるものとする。

・ 本ライツ・プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本ライツ・プランは、以下の理由により上記の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものとはならないと考える。

- (1) 株主の総体的意思を反映するものであること

当社の取締役は、その任期が1年であり、株主総会において取締役候補者を選任するか否かについて株主の皆さまの判断を経ることを通じて、本ライツ・プランに対する株主の皆さまの意思を確認させていただくこととしている。また、本ライツ・プランは、その有効期間の満了前であっても、株主総会において本ライツ・プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ライツ・プランはその時点で廃止されることになるので、本ライツ・プランの継続または廃止の判断が株主の皆さまに委ねられているという意味において、株主の皆さまの意思が反映される仕組みになっている。

(2) 取締役会の恣意的判断の排除

当社は、本ライセンス・プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、当社の企業価値及び株主の皆さまの共同利益を向上、確保するために、独立委員会を設置している。

独立委員会の構成員(以下、「独立委員」という)は、厳格な基準の下で選任され、また独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければならないため、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されている。また、独立委員会は、買収者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じていつでも投資銀行、証券会社、公認会計士、弁護士等の外部専門家の助言を受けることができるため、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性及び客観性も担保されている。

そして、当社取締役会は、本ライセンス・プランの発動の決定に先立ち、独立委員会の勧告を経る必要があり、また独立委員会が本ライセンス・プランの不発動の勧告をした場合であっても、当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないため、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることになる。

(3) 合理的な客観的要件の設定

当社取締役会は、上記(2)記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、本ライセンス・プランを発動させることができないため、当社取締役会の恣意的な判断に基づく本ライセンス・プランの発動を防止するための措置が講じられているものといえる。

(4) 本ライセンス・プランの導入、発動による株主・投資者の皆さまへの影響が不適切な者による会社の支配を妨げるために必要最小限の範囲にとどまること

本ライセンス・プラン導入時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライセンス・プランの導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われなため、株主の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはない。

本ライセンス・プラン発動時に株主・投資者の皆さまに与える影響

本ライセンス・プランでは、新株予約権無償割当ての方法により、割当期日における株主に対し、その保有株式1株につき1個の割合で本新株予約権が割り当てられる。そして、当社が本新株予約権の取得の手続きを取ることにより、買収者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社の株式を受領するため、不利益は発生しない。ただし、割当期日において名義書換未了の株主の皆さま(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除く)、及び当社が本新株予約権を取得する日までに、一定の買収者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出しない株主の皆さま(当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限る)に関しては、他の株主の皆さまが当該新株予約権の無償割当てを受け、本新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

なお、当社が、本ライセンス・プランの発動の中止または割り当てた本新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株券等の売買を行った株主または投資者の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性がある。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は28百万円である。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの中心であるガス事業の性質上、天候における気温・水温の変動は、ガスの需要に大きく影響する。この気温・水温の影響については、デリバティブ商品等の活用により、その一部をヘッジしている。

また、為替や原油価格の変動は、原料価格に大きく影響する。この原料価格については、原油価格に関するスワップ等の活用により、そのリスクをヘッジしている。

デリバティブ取引については、実需に基づくリスクヘッジを目的としており、投機目的でのデリバティブ取引は行っていない。また、当社グループでは、デリバティブ取引の市場価値について定期的な評価を行い、市場リスクを継続的に監視している。これらのデリバティブについては、内部規程に定めた要件に従い、信用力があると判断できる金融機関等とのみ取引を行うこととしており、取引先に係る信用リスクは僅少であると考えている。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻くエネルギー業界は、原油価格が史上最高値を更新するなど、原料費の高騰が継続する一方、平成19年4月に実施されたガスの小売自由化対象範囲の拡大等の規制緩和の進展により、エネルギー事業者間の競争は激化の一途をたどっている。ガス事業においては、近年発生したガス消費機器事故や導管ガス漏れ事故を受けた保安対策の強化等、取り巻く環境は大変厳しいものであるといえる。

当社グループは、こうした厳しい経営環境を踏まえ、平成20年度からの3ヶ年計画「平成20年度中期経営計画」を策定した。今後も経営諸課題に対し、積極的に取り組んで行くことでグループの企業価値を向上させ、お客さまに選択いただける会社を目指していく。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はない。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,995,590	61,995,590	東京証券取引所 (市場第二部)	
計	61,995,590	61,995,590		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当する事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日		61,995,590		3,291		871

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岩谷産業株式会社	大阪市中央区本町三丁目4番8号	7,607	12.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	3,855	6.21
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	2,991	4.82
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,970	4.79
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	2,840	4.58
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	2,540	4.09
米田正幸	広島市西区	1,952	3.14
広島電鉄株式会社	広島市中区東千田町二丁目9番29号	1,860	3.00
西部瓦斯株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	1,420	2.29
双日株式会社	東京都港区赤坂六丁目1番20号	1,350	2.17
計		29,385	47.39

- (注) 1 株式会社広島銀行の所有株式数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,430千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.91%)を含んでいる(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・広島銀行口)」であるが、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保している)。
- 2 上記のほか、当社所有の自己株式2,595千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.18%)がある。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,595,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,041,000	59,041	
単元未満株式	普通株式 359,590		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	61,995,590		
総株主の議決権		59,041	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式506株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 広島ガス株式会社	広島市南区皆実町 二丁目7番1号	2,595,000	0	2,595,000	4.18
計		2,595,000	0	2,595,000	4.18

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式が528,000株ある。

これは、平成19年8月20日付で実施した野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)(以下「信託口」という。)への自己株式750,000株の譲渡について、会計処理上、当社と信託口が一体のものであると認識し、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものである。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	292	333	337	320	325	288
最低(円)	268	293	303	284	230	245

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものである。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)及び「ガス事業会計規則」(昭和29年通商産業省令第15号)に準拠して作成している。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
製造設備	21,070	21,905
供給設備	30,926	32,223
業務設備	3,227	3,569
その他の設備	7,290	7,232
建設仮勘定	836	545
有形固定資産合計	63,350	65,476
無形固定資産	2,031	2,336
投資その他の資産		
投資有価証券	6,797	7,111
その他投資	3,182	3,197
貸倒引当金	192	184
投資その他の資産合計	9,787	10,123
固定資産合計	75,169	77,937
流動資産		
現金及び預金	4,991	5,548
受取手形及び売掛金	8,066	12,080
商品及び製品	1,055	1,233
原材料及び貯蔵品	7,310	5,837
その他流動資産	10,911	11,245
貸倒引当金	211	303
流動資産合計	32,124	35,642
資産合計	107,294	113,579
負債の部		
固定負債		
社債	16,000	14,000
長期借入金	26,630	24,694
退職給付引当金	3,634	3,827
役員退職慰労引当金	287	263
ガスホルダー修繕引当金	411	424
保安対策引当金	57	75
その他固定負債	235	169
固定負債合計	47,257	43,455

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	5,182	7,367
支払手形及び買掛金	9,128	11,261
短期借入金	50	2,040
未払法人税等	578	709
その他流動負債	11,326	12,415
流動負債合計	26,265	33,793
負債合計	73,523	77,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,291	3,291
資本剰余金	989	988
利益剰余金	25,138	25,635
自己株式	920	945
株主資本合計	28,498	28,970
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,285	1,482
繰延ヘッジ損益	2,567	4,447
評価・換算差額等合計	3,853	5,929
少数株主持分	1,418	1,431
純資産合計	33,770	36,330
負債純資産合計	107,294	113,579

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	39,872
売上原価	29,244
売上総利益	10,627
供給販売費及び一般管理費	¹ 11,276
営業損失()	648
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	51
受取保険金	211
熱量変更支援収入	251
雑収入	258
営業外収益合計	777
営業外費用	
支払利息	394
雑支出	109
営業外費用合計	504
経常損失()	375
特別利益	
固定資産売却益	² 61
投資有価証券売却益	6
特別利益合計	68
特別損失	
投資有価証券評価損	3
特別損失合計	3
税金等調整前四半期純損失()	310
法人税、住民税及び事業税	167
法人税等調整額	212
法人税等合計	45
少数株主利益	85
四半期純損失()	350

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	20,118
売上原価	15,910
売上総利益	4,208
供給販売費及び一般管理費	1 5,391
営業損失()	1,183
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	4
受取保険金	211
熱量変更支援収入	114
雑収入	134
営業外収益合計	467
営業外費用	
支払利息	201
雑支出	62
営業外費用合計	263
経常損失()	978
特別損失	
投資有価証券評価損	3
特別損失合計	3
税金等調整前四半期純損失()	982
法人税、住民税及び事業税	90
法人税等調整額	407
法人税等合計	317
少数株主利益	67
四半期純損失()	732

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	310
減価償却費	3,679
退職給付引当金の増減額(は減少)	193
貸倒引当金の増減額(は減少)	84
保安対策引当金の増減額(は減少)	17
受取利息及び受取配当金	56
支払利息	394
持分法による投資損益(は益)	7
投資有価証券売却損益(は益)	6
投資有価証券評価損益(は益)	3
売上債権の増減額(は増加)	4,013
たな卸資産の増減額(は増加)	1,294
仕入債務の増減額(は減少)	2,133
未払消費税等の増減額(は減少)	7
預り金の増減額(は減少)	1,288
その他	2,781
小計	74
利息及び配当金の受取額	57
利息の支払額	411
法人税等の支払額	327
営業活動によるキャッシュ・フロー	756
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	32
投資有価証券の売却による収入	18
子会社株式の取得による支出	39
有形固定資産の取得による支出	1,417
有形固定資産の売却による収入	111
貸付けによる支出	13
貸付金の回収による収入	10
長期前払費用の取得による支出	51
その他	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,407

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	1,990
コマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	2,000
長期借入れによる収入	3,000
長期借入金の返済による支出	1,248
社債の発行による収入	4,967
社債の償還による支出	5,000
自己株式の取得による支出	4
自己株式の売却による収入	30
配当金の支払額	147
少数株主への配当金の支払額	12
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,595
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	568
現金及び現金同等物の期首残高	4,919
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,350

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
会計処理の変更 従来、当社においてガス事業用資産として区分していた土地等に係る賃貸収入については、営業外収益の賃貸料に含めて計上していたが、第1四半期連結会計期間より売上高として計上するよう変更している。 この変更は、当社所有の土地等の用途変更等に伴い、賃貸事業に属する資産についてガス事業用資産との区分を行い、ガス事業会計規則に基づき、ガス事業以外の事業に属する資産及び収益として区分整理したことによるものである。当社の変更に伴い、連結子会社についても同様の変更を行っている。 これにより、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の売上高が73百万円増加し、営業損失が73百万円減少しているが、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はない。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載している。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法 連結子会社において、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっている。 なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっている。 2 法人税等の算定方法 当社において、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
税金費用の計算 連結子会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は下記のとおりである。 減価償却累計額 139,084百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額は下記のとおりである。 減価償却累計額 135,926百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っている。 MAPLE LNG TRANSPORT INC. 4,743百万円 水島エルエヌジー販売(株) 92百万円 合計 4,835百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っている。 MAPLE LNG TRANSPORT INC. 4,865百万円 水島エルエヌジー販売(株) 98百万円 合計 4,963百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。 退職給付引当金引当額 176百万円 役員退職慰労引当金引当額 63百万円 ガスホルダー修繕引当金引当額 21百万円 貸倒引当金引当額 14百万円 減価償却費 2,657百万円
2 固定資産売却益 土地の売却益である。
3 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1 供給販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりである。 給料 1,109百万円 退職給付引当金引当額 87百万円 役員退職慰労引当金引当額 7百万円 ガスホルダー修繕引当金引当額 9百万円 減価償却費 1,340百万円
2 当社グループの売上高は、ガス事業のウェイトが高く、ガス事業の性質上、季節的変動があり、冬期に多くの売上が計上される。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	4,991百万円
預入期間が3か月超の定期預金	641百万円
現金及び現金同等物	4,350百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	61,995,590

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,123,506

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	146	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	147	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(注) 平成20年5月13日取締役会決議及び平成20年11月6日取締役会決議の配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)に対する配当金1百万円を含めていない。これは、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として認識しているためである。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引にかかる方法に準じて処理を行っているが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	ガス事業 (百万円)	工事・器具 事業 (百万円)	LPG事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,411	1,423	3,040	4,241	20,118		20,118
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	112	18	748	885	(885)	
計	11,416	1,536	3,059	4,990	21,003	(885)	20,118
営業利益又は営業損失()	688	31	119	345	190	(992)	1,183

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法については、ガス事業(ガス)、営業雑事業(受注工事・器具)及び附帯事業(LPG)の事業別とした。

(2) 各区分に属する主要な製品の名称等

事業区分	主要な製品の名称等
ガス事業	ガス導管を通じて供給する都市ガス及び簡易ガス
工事・器具事業	工事.....お客さまガス設備 器具.....給湯器、ガスコンロ等ガス器具
LPG事業	ブタン及びプロパン
その他の事業	ガスボンベ充填、プロパン容器検査、検針・保安業務受託、建設工事、住宅関連機器、不動産賃貸他

2 会計処理基準等の変更

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更の「会計処理の変更」に記載のとおり、当社及び連結子会社の土地等に係る賃貸収入については、営業外収益に含めて計上していたが、第1四半期連結会計期間より売上高として計上する方法に変更した。

この変更により、従来の方によった場合と比べて、当第2四半期連結会計期間の売上高はその他の事業において43百万円増加し、営業損失はガス事業において20百万円減少し、営業利益はその他の事業において4百万円、「消去又は全社」において18百万円、それぞれ増加している。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	ガス事業 (百万円)	工事・器具 事業 (百万円)	LPG事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	24,342	2,783	6,577	6,169	39,872		39,872
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	180	40	1,306	1,536	(1,536)	
計	24,350	2,963	6,618	7,475	41,409	(1,536)	39,872
営業利益又は営業損失()	365	171	327	451	1,315	(1,963)	648

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法については、ガス事業(ガス)、営業雑事業(受注工事・器具)及び附帯事業(LPG)の事業別とした。

(2) 各区分に属する主要な製品の名称等

事業区分	主要な製品の名称等
ガス事業	ガス導管を通じて供給する都市ガス及び簡易ガス
工事・器具事業	工事.....お客さまガス設備 器具.....給湯器、ガスコンロ等ガス器具
LPG事業	ブタン及びプロパン
その他の事業	ガスボンベ充填、プロパン容器検査、検針・保安業務受託、建設工事、住宅 関連機器、不動産賃貸他

2 会計処理基準等の変更

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更の「会計処理の変更」に記載のとおり、当社及び連結子会社の土地等に係る賃貸収入については、営業外収益に含めて計上していたが、第1四半期連結会計期間より売上高として計上する方法に変更した。

この変更により、従来の方によった場合と比べて、当第2四半期連結累計期間の売上高はその他の事業において73百万円増加し、営業利益はガス事業において39百万円、その他の事業において12百万円、「消去又は全社」において21百万円、それぞれ増加している。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、開示の対象となる事項はない。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

海外での営業活動を行っていないため、開示の対象となる事項はない。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
549.53円	593.67円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,770	36,330
普通株式に係る純資産額(百万円)	32,352	34,899
差額の内訳(百万円)		
少数株主持分	1,418	1,431
普通株式の発行済株式数(株)	61,995,590	61,995,590
普通株式の自己株式数(株)	3,123,506	3,209,206
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	58,872,084	58,786,384

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	5.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	350
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	350
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	58,812,772

第2 四半期連結会計期間

当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純損失	12.46円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在せず、また、1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	732
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	732
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	58,832,525

(重要な後発事象)

該当する事項はない。

2【その他】

第155期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)中間配当については、平成20年11月6日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議した。

中間配当金の総額 148百万円

1株当たり中間配当金 2円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月1日

(注) 中間配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(自社株投資会専用信託口)に対する配当金1百万円を含めている。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 邦光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている広島ガス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。